

集 計 表

都道府縣名 (市・町・村・名)	大阪府南河内郡 北入下村	学校数	/
建 物	該当事項なし		
土 地	該当事項なし		

集 計 表

市町村名 (市・町・村名)	大阪府南河内郡 吉市町	学校数	①
建 物	該当事項なし		
土 地	該当事項なし		

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月 31 日 現

都道府縣名 (市町村まで)	大阪府南河内郡 古市町		學 校 名 大阪府南河内郡學校組合立													
	使用者名 (用 途)	室 數 坪 數	政令にもとづき返還を要求しないもの									計	24.8.31日までに返還されたもの			
			官 公 衙			住 宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの				教室	講堂	その他	計
			教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他		教室	講堂	その他	計
小島房江 (住宅)	室 數 坪 數							2				2				
前田敏子 (住宅)	室 數 坪 數							1				1				
古市豊久 (住宅)	室 數 坪 數							1				1				
桐山正一 (住宅)	室 數 坪 數							2				2				
八和田保二 (住宅)	室 數 坪 數							2				2				
	室 數 坪 數															
	室 數 坪 數															
	室 數 坪 數															
	室 數 坪 數															
備 考	(1)															
	(2)															

集 計 表

都道府縣名 (市・町・村名)	大阪府南河内郡 狹山村	學校數	②
建 物	該当事項なし		
土 地	該当事項なし		

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8月31日 現)

都道府縣名 (市町村まで)		學 校 名															
大阪府南河内郡 狭山村		大阪府南河内郡狭山村立															
使用 者 名 (用 途)	室 數 坪 數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還されたもの			理 室 坪			
		官 公 衙			住 宅			政令第四條但し書及び第 五條の規定によるもの			計						
		教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	計	教室	講堂		その他	計	
狭山ア-中学校 (教育)	室 數 坪 數						4		1	5							
	室 數 坪 數						100		15	115							
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
	室 數 坪 數																
備 考	(1)																
	(2)																

集 計 表

道府縣名
(市・町・村・名)

大阪府南河内郡 白置莊村

學校數

1

建
物

該當事項なし

土
地

該當事項なし

集 計 表

市 県 名
(市 町 村 名)

大阪府南河内郡 野田村

学 校 数



建
物

該 当 事 項 な し

土
地

該 当 事 項 な し

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月 31 日 現在)

都道府縣名 (市町村まで)		學 校 名														
大阪府南河内郡 野田村		大阪府南河内郡野田														
使用者名 (用 途)	室 數 坪 數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還されたもの			理 由 室 數 坪 數		
		官 公 衙			住 宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計	24.8.31日までに返還されたもの				
		教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他		計	教室	講堂	その他	計
野田村立	室 數							3		2	5					理 由
中学校(教)	坪 數							75		11	86					室 數
	室 數															坪 數
	坪 數															理 由
	室 數															室 數
	坪 數															坪 數
	室 數															理 由
	坪 數															室 數
	室 數															坪 數
	坪 數															理 由
	室 數															室 數
	坪 數															坪 數
	室 數															理 由
	坪 數															室 數
	室 數															坪 數
	坪 數															理 由
備 考	(1)															
	(2)															

集 計 表

都道府縣名
(市・町・村名)

大阪府南河内郡 黒山村

学校数

0

建
物

該当事項なし

土
地

該当事項なし

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月 31)

都道府縣名 (市町村まで)	大分県南河内郡 黒川村		學 校 名		大分県南河内郡 黒川村立小學校							
	使用 者 名 (用 途)	室 數 坪 數	政令にもとづき返還を要求しないもの						計	24.8.31日までに返還されたもの		
官 公 衙			住 宅			計	教室	講堂		その他		
		教室	講堂	その他	教室				講堂		その他	教室
黒川村 公民館	室 數 坪 數	1 25						1 25				
農林省 作物報告事務所	室 數 坪 數			1 10				1 10				
	室 數 坪 數											
	室 數 坪 數											
	室 數 坪 數											
	室 數 坪 數											
	室 數 坪 數											
	室 數 坪 數											
	室 數 坪 數											
	室 數 坪 數											
	室 數 坪 數											
備 考	(1)											
	(2)											

集 計 表

市道府縣名 (市町村名)	大阪府南河内郡 高鷲村	學校數	
建 物	該当事項なし		
土 地	該当事項なし		

集 計 表

記道府縣名 (市町村名)	大阪府南河内郡 道明寺村	學校數	
建 物	該當事項なし		
土 地	該當事項なし		

使用中の學校施設調査報告書 (8 月 31 日現在)

大阪府

校名 大阪府南河内郡道明寺村立小學校

返還も要求しないもの

24.8.31日までに返還
されたもの

理由
室数
坪数

(1) 支障ないから要求しないもの
(理由欄にH別表(1)の該当
事項の符号を記入)

(2) 不当使用中のもの
(理由欄にH別表(2)の該当
事項の符号を記入)

宅
政令第四條但書
が第五條の規定に付
の
計

障の他 教室 講堂 の他

教室 講堂 の他 計

坪数

教室 講堂 の他

計

教室 講堂 の他

計

理由

室数

坪数

1
30
30

集 計 表

府県名 (市町村名)	大阪府南河内郡 藤井寺町	学校数	○
建 物	該当事項なし		
土 地	該当事項なし		

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8月31日 現)

都道府縣名 (市町村まで)		大阪府南河内郡 藤井寺町		學 校 名		大阪府南河内郡 藤井寺											
使用者名 (用途)	室 數 坪 數	政令にもとづき返還を要求しないもの								24.8.31日までに返還されたもの							
		官 公 衙			住 宅			計		教室			講堂	その他	計		
		教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	計			
藤井寺幼稚園 (教育)	室 數 坪 數							2					2				
	坪 數							40					40				
藤井寺中学校 ()	室 數 坪 數												7				7
	坪 數												140				140
	室 數																
	坪 數																
	室 數																
	坪 數																
	室 數																
	坪 數																
	室 數																
	坪 數																
	室 數																
	坪 數																
備 考	(1)																
	(2)																

土地
~~建物~~

法人政府機関又は個人使用中の学校施設調査

大阪

1949
又は個人使用中の学校施設調査報告書 (8月31日現在)

大阪府南河内郡

土地

法人政府機関又は個人使用中の学校施設調査報告書

都道府県名 (市町村名)		大阪府南河内郡 山田村		学校名		大阪府南河内郡 山田村立小							
使用者名 (用途)	坪数	政令にもとづき返還を要求しないもの									計	24.9.31日までに	
		官公衛			住			宅					
		敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他		敷地	運動場
社富田林高専 学校分校 (教育)	坪数								30		30		
	坪数												
	坪数												
	坪数												
	坪数												
	坪数												
	坪数												
	坪数												
備考	(1)												
	(2)												

土地

法人政府機関又は個人使用中の学校施設調査報告書

都道府県名 (市町村名)	大阪府南河内郡 中村	学校名	大阪府南河内郡中村五小學校										
使用者名 (用途)	坪数	政令にそとづき返還を要求しないもの									計	24.8.31日までに	
		官公衛			住			宅					敷地
		敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他		敷地	
中村五小學校 (教育)	坪数								300		300		
	坪数												
	坪数												
	坪数												
	坪数												
	坪数												
	坪数												
	坪数												
備考	(1)												
	(2)												

土地

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月)

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府南河内郡 赤阪村			學校名	大阪府南河内郡赤阪村立									
使用者名 (用途)	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還された			
		官公衙			住宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計	敷地 運動場 その他		
		敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他			敷地	運動場
赤阪中学校 (教育)	坪數								138		138			
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
備考	(1)													
	(2)													

用中の學校施設調査報告書 (8 月 31 日現在)

縣 大阪府

校名 大阪府南河内郡赤松町立小學校

還を要求しないもの				24.8.31日までに返還されたもの				理由 坪数	(1) 支障ないから要求しないもの (理由欄には別表(1)の該當事項 の符號を記入)				(2) 不當使用中のもの (理由欄には別表(2)の該當事項の 符號を記入)			
宅		計		敷地		計			敷地		計		敷地		計	
その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	計	敷地	運動場	その他	計	敷地	運動場	その他	計	
	138						138									
								理由								
								坪数								
								理由								
								坪数								
								理由								
								坪数								
								理由								
								坪数								
								理由								
								坪数								
								理由								
								坪数								

土地

法人政府機關又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月 3)

都道府縣名 (市、町、村、名)	大政府南河内郡 千早林			學校名	大政府南河内郡千早村立											
使用者名 (用途)	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還されたもの					
		官公衙			住宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計	敷地	運動場	その他	計	
敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場						その他
千早中学校 (教育)	坪數									500	220	720				
富田林高等 学校千早分校 (教育)	坪數									250		250				
	坪數															
	坪數															
	坪數															
	坪數															
	坪數															
	坪數															
備考	(1)															
	(2)															

用中の學校施設調査報告書 (8 月 31 日現在)

縣大阪府

校名 大阪府南河内郡子早村立小倉校

返還を要求しないもの				計	24.8.31日までに返還されたもの				理由 坪数	(1) 支障ないから要求しないもの (理由欄には別表(1)の該當事項 の符號を記入)				(2) 不當使用中のもの (理由欄には別表(2)の該當事項の 符號を記入)			
宅	政令第四條但し書及び第 五條の規定によるもの				敷地	運動場	その他	計		敷地	運動場	その他	計	敷地	運動場	その他	計
場	その他	敷地	運動場	その他													
		500	220	720					理由								
		250		250					坪数								
									理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								

土地

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (〇) 月 〇 /

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府南河内郡 長野町		學校名		大阪府南河内郡長野町											
	使用者名 (用途)	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還されたもの				
			官公衛			住宅			計			敷地	運動場	その他	計	
敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	計				
長野中学校 (教育)							1,000					1,000				
備考	(1)															
	(2)															

の學校施設調査報告書 (〇 月 〇 日 現在) 縣大阪府

名 大阪府南河内郡長野町立長野小学校

を要求しないもの				計	24.8.31日までに返還されたもの				理由 坪数	(1) 支障ないから要求しないもの (理由欄には別表(1)の該當事項 の符號を記入)				(2) 不當使用中のもの (理由欄には別表(2)の該當事項の 符號を記入)			
他	敷地	運動場	その他		敷地	運動場	その他	計		敷地	運動場	その他	計	敷地	運動場	その他	計
	1,000			1,000					理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								
									理由								
									坪数								

土地

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月-31)

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府南河内郡 高向村			學校名	大阪府南河内郡高向									
使用者名 (用途)	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還されたもの			
		官公衛			住宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計	敷地	運動場	その他
敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場				
高向中學校 (教育)	坪數						170			170				
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
備考	(1)													
	(2)													

土地

法人政府機関又は個人使用中の学校施設調査報告書

都道府県名 (市町村名)	大阪府南河内郡 北八下村		学校名		大阪府南河内郡北八下村立小学						
	坪数	政令にもとづき返還を要求しないもの						計	24.8.31日までに返還		
坪数		官公衛		住		宅			計	敷地	運動場
	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場			
北八下村立小学 (教育)	坪数						450	450			
	坪数										
	坪数										
	坪数										
	坪数										
	坪数										
	坪数										
	坪数										
備考	(1)										
	(2)										

土地

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (A)

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府南河内郡 狭山村			學校名	大阪府南河内郡狭山																
使用者名 (用途)	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの											計	24.8.31日までに返還さ							
		官公衙			住 宅			政令第四條但し書及び第 五條の規定によるもの													
		敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場		その他	敷地	運動場	その他				
狭山一中学校 (教育)	坪數											276	276								
	坪數																				
	坪數																				
	坪數																				
	坪數																				
	坪數																				
	坪數																				
	坪數																				
備考	(1)																				
	(2)																				

土地

法人政府機関又は個人使用中の学校施設調査報告書 (8 月)

都道府県名 (市、町、村、名)		大阪府南河内郡 狭山村			学校名			大阪府南河内郡狭山									
使用者名 (用途)	坪数	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還されたもの						
		官公衛			住宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計			敷地	運動場	その他	計
		敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	計	敷地	運動場	その他	計		
狭山カメ中学校 (教育)	坪数							550			550						
	坪数																
	坪数																
	坪数																
	坪数																
	坪数																
	坪数																
	坪数																
	坪数																
備考	(1)																
	(2)																

土地

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8)

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府南河内郡 日置莊村			學校名	大阪府南河内郡日置莊村									
使用者名 (用途)	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還された			
		官公衛			住宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの						計
		敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他		敷地	運動場	
日置莊中学校 (教育)	坪數							50	750		800			
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
	坪數													
備考	(1)													
	(2)													

土地

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月)

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府南河内郡 高鷲村			學校名	大阪府南河内郡高鷲村						
使用者名 (用途)	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの						計	24.8.31日までに返還されたもの		
		官公衛			住宅				敷地	運動場	その他
		敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地			
高鷲中学校 (教育)	坪數							93			93
	坪數										
	坪數										
	坪數										
	坪數										
	坪數										
	坪數										
	坪數										
備考	(1)										
	(2)										

土地

法人政府機関又は個人使用中の学校施設調査報告書

都道府県名 (市町村名)	大阪府南河内郡 藤井寺町		学校名		大阪府南河内郡 藤井寺町立					
	坪数	政令にもとづき返還を要求しないもの			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計	24.8.31日までに近	
官公衛		住	宅	敷地	運動場	その他	敷地		運動場	その他
幼稚園 (教育)	坪数							360	360	
藤井寺中学校 (教育)	坪数									1650
	坪数									
	坪数									
	坪数									
	坪数									
	坪数									
	坪数									
備考	(1)									
	(2)									

個人使用中の学校施設調査報告書 (8月31日現在)

大阪府

名 大阪府南河内郡 藤井寺町立小学校

返還を要求しないもの					24.8.31までに返還されたもの					(1)	(2)	
住 宅		政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計	敷 地		運動場		計		
地	運動場	その他	敷 地	運動場		その他	敷 地	運動場				
			360		360							
								1.650		1.650		

集 計

都道府県名 (市、町、村、名)		大阪府中河内郡若菜町						学校数		0	
支障ないから要求しないもの											
		教室		講堂		その他		計		教室	
		室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数
建 物	A										
	B										
	C										
	D										
	計										
		敷地		運動場		その他		計		敷地	
		坪数	敷数	坪数	敷数	坪数	敷数	坪数	敷数	坪数	
地	A										
	B										
	C										
	D										
	計										

註. 1. 本表は市町村毎に作成し都道府県に提出する

2. 都道府県は縣下の分を一括して一表に作成し文部省に

建 物

法人政府機関又は個人使用中の学校施設調査報告書 (8月31日)

都道府県名 (市町村まで)		大阪府中河内郡 若江村		学 校 名		若江村立山学校								
使用 者 名 (用 途)	室 数 坪 数	政令にもとづき返還を要求しないもの 政令第四條但し書及び第 五條の規定によるもの									24.8.31日までに返還されたもの			
		官 公 衙			住 宅			計			教室	講堂	その他	計
		教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他				
若江村役場	室 数 坪 数	1 20									1 20	1 20		
	室 数 坪 数													
	室 数 坪 数													
	室 数 坪 数													
	室 数 坪 数													
	室 数 坪 数													
	室 数 坪 数													
	室 数 坪 数													
	室 数 坪 数													
	室 数 坪 数													
備 考	(1)													
	(2)													

の學校施設調査報告書 (8 月 3 / 日 現在)

大 縣

名 若江村立小學校

を要求しないもの 政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの				24.8.31日までに返還されたもの				理由 室数 坪数	(1) 交障ないから要求しないもの (理由欄には別表(1)の該当事項の 符号を記入)				(2) 不当使用中のもの (理由欄には別表(2)の該当事項の 符号を記入)			
その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	計		教室	講堂	その他	計	教室	講堂	その他	計
				1	1		1	理由								
				20	20		20	室数								
								坪数								
								理由								
								室数								
								坪数								
								理由								
								室数								
								坪数								
								理由								
								室数								
								坪数								
								理由								
								室数								
								坪数								
								理由								
								室数								
								坪数								

集 計

都道府県名 (市、町、村、名)		大阪府北河内郡大和田村						学校数		0		
支障ないから要求しないもの												
		教室		講堂		その他		計		教室		
		室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	
建 物	A			2	50	2	11	4	61			
	B	該常事項なし										
	C											
	D											
	計											
		敷地		運動場		その他		計		敷坪		
		坪数	敷坪数	坪数	敷坪数	坪数	敷坪数	坪数	敷坪数	坪数	敷坪数	
地	A			500				500				
	B											
	C											
	D											
	計											

註. 1. 本表は市町村毎に作成し都道府県に提出する

2. 都道府県は縣下の分を一括して一表に作成し文部

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月

都道府縣名 (市、町、村、名)	北河内郡 大和田村		學校名									24.8.31日までに返還されたもの					
	使用者名 (用途)	室數 坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの										計	教室	講堂	その他	計
			官公衛			住 宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの								
			教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他						
	中和台校	室數 坪數							2	2		4					
		室數 坪數							50	11		61					
		室數 坪數															
		室數 坪數															
		室數 坪數															
		室數 坪數															
		室數 坪數															
		室數 坪數															
		室數 坪數															
		室數 坪數															
備 考	(1)																
	(2)																

中の學校施設調査報告書 (8 月 31 日 現在) 大 阪 府 縣

名	を要求しないもの				24.8.31日までに返還されたもの				理由 室数 坪数	(1) 支障ないから要求しないもの (理由欄には別表(1)の該當事項 の符號を記入)				(2) 不當使用中のもの (理由欄には別表(2)の該當事項の 符號を記入)			
	政令第四條但し書及び第 五條の規定によるもの			計	教室	講堂	その他	計		教室	講堂	その他	計	教室	講堂	その他	計
	他	教室	講堂														
大阪府東大阪郡大田村立河野小学校		2	2	4					理由 室数		4	A					
		50	11	61					坪数		50	A					
									理由								
									室数								
									坪数								
									理由								
									室数								
									坪数								
									理由								
									室数								
									坪数								
									理由								
									室数								
									坪数								
									理由								
									室数								
									坪数								

土地

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府北河内郡大和田村		學校名			大阪府北河内郡大和田村立小			24.8.31日までに返還されたもの				
	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの						計	敷地	運動場	その他	計	
		官公衛			住宅								
使用者名 (用途)	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	計
二和中学校							500						500
備考	(1)												
	(2)												

集 計

都道府県名 (市、町、村、名)		大坂府北河内郡二島村						学校数		0 X	
支障ないから要求しないもの											
建物	A	教室		講堂		その他		計		教室	
		室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数
	A	3	60/00			1	20/00	4	80/00		
	B	該当事項なし									
	C										
	D										
	計										
土地	A	敷地		運動場		その他		計		敷地	
		坪数	坪数	坪数	坪数	坪数	坪数	坪数	坪数	坪数	坪数
	A			300/00				300/00			
	B										
	C										
	D										
	計										

註. 1. 本表は市町村毎に作成し都道府県に提出する 2. 都道府県は縣下の分を一括して一表に作成し文部省

集 計 表

学校数		0 X										
いもの			不 當 使 用 中 の も の									
他		計		教 室		講 堂		そ の 他		計		
数	室数	坪	数	室数	坪	数	坪	数	坪	室数	坪	数
2000	4		8000									
他		計		敷 地		運 動 場		そ の 他		計		
数	坪	数	坪	数	坪	数	坪	数	坪	数	坪	
			30000									

道府縣は縣下の分を一括して一表に作成し文部省に提出する

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月 3)

都道府縣名 (市、町、村、名)	大政府北河内郡 二島村			學 校 名	大政府北河内郡二島村立小學									
使用者名 (用 途)	室 數 坪 數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還されたもの			
		官 公 衙			住 宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計	教室	講堂	その他
		教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他				
	室 數							4			4			
	坪 數							80			80			
	室 數													
	坪 數													
	室 數													
	坪 數													
	室 數													
	坪 數													
	室 數													
	坪 數													
備 考	(1)													
	(2)													

土地

法人政府機關又は個人使用中の學校施設調査報告書 (87) 月

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府北河内郡二島村		學校名		大阪府北河内郡二島村立小學校												
	使用者名 (用途)	坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還されたもの					
			官公衛			住宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの			計	敷地	運動場	その他	計	
敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他	敷地	運動場	その他									
二和中学校	坪數										300	300	300				
	坪數																
	坪數																
	坪數																
	坪數																
	坪數																
	坪數																
	坪數																
	坪數																
備考	(1)																
	(2)																

集 計 表

都道府県名 (市、町、村、名)		大阪府北河内郡履屋川町						学校数	0		
建 物	A B C D 計	支障ないから要求しないもの								不	
		教室		講堂		その他		計		教室	
		室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数
土 地	A										
	B	該当なし									
	C										
	D										
	計										
		敷地	運動場	その他		計		敷地			
		坪数	坪数	坪数		坪数		坪数			
土 地	A										
	B	該当なし									
	C										
	D										
	計										

註. 1. 本表は市町村毎に作成し都道府県に提出する 2. 都道府県は縣下の分を一括して一表に作成し文部省に提出す

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (8 月

都道府縣名 (市、町、村、名)	大阪府北河内郡 滝屋川町			學 校 名	大阪府北河内郡滝屋川町立												
使用者名 (用 途)	室 數	政令にもとづき返還を要求しないもの									24.8.31日までに返還された						
	坪 數	官 公 衙			住 宅			政令第四條但し書及び第五條の規定によるもの						計	教室	講堂	その他
		教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室	講堂	その他							
滝屋川町農業協同組合 (事務室)	室 數			/												/	/
	坪 數			8坪												8坪	8
	室 數																
	坪 數																
	室 數																
	坪 數																
	室 數																
	坪 數																
	室 數																
	坪 數																
	室 數																
	坪 數																
備 考	(1)																
	(2)																

集 計

都道府県名 (市、町、村、名)		大阪府北河内郡住道町						学校数		住道町立住道小	
支障ないから要求しないもの											
建 物	A	教 室		講 堂		そ の 他		計		教	
		室数	坪 数	室数	坪 数	室数	坪 数	室数	坪 数	室数	坪
	A	1	9坪					1	9坪		
	B										
	C										
	D										
	計										
土 地	A	敷 地		運 動 場		そ の 他		計		敷	
		坪 数	敷 数	坪 数	敷 数	坪 数	敷 数	坪 数	敷 数	坪	敷
	A										
	B										
	C										
	D										
	計										

註. 1. 本表は市町村毎に作成し都道府県に提出する

2. 都道府県は縣下の分を一括して一表に作成し文部省

集 計

都道府県名 (市、町、村、名)		大政府北河内郡住吉町						学校数	住吉町立住吉小学校			
支障ないから要求しないもの												
		教室		講堂		その他		計		教		
		室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	室数	坪数	
建 物	A	1	9坪					1	9坪			
	B											
	C											
	D											
	計											
土 地		敷地		運動場		その他		計		敷		
		坪数	敷	坪数	敷	坪数	敷	坪数	敷	坪数	敷	
	A											
	B											
	C											
	D											
計												

註. 1. 本表は市町村毎に作成し都道府県に提出する

2. 都道府県は縣下の分を一括して一表に作成し文部省

建 物

法人政府機関又は個人使用中の學校施設調査報告書 (八月三十一日)

都道府縣名 (市、町、村、名)	大坂府北河内郡住道町		學校名	住道町立住道小學校								
使用者名 (用途)	室數 坪數	政令にもとづき返還を要求しないもの						計	24.8.31日までに返還されたもの			
		官 公 衙			住 宅				計	教室	講堂	その他
		教室	講堂	その他	教室	講堂	その他	教室				
北河内郡住道町 農地委員会(事務 室)	室數 坪數	1 9坪						1 9坪				
	室數 坪數											
	室數 坪數											
	室數 坪數											
	室數 坪數											
	室數 坪數											
	室數 坪數											
	室數 坪數											
	室數 坪數											
	室數 坪數											
	室數 坪數											
備 考	(1)											
	(2)											

